

# 検討対象事務評価シート

資料2

4

法令に基づく事務

12 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
1 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務											
(1) 食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務	食品衛生法に基づき、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定などの事務を行う。	区						○		<p>○営業施設等について、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。区が実施している保健所設置市の事務と合わせて処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。 なお、特別区に移譲するためには、法改正が必要である。</p>	区
		都	○	○						<p>○都は食品衛生法50条の2及び51条に基づき「食品衛生法施行条例」を定め、食品による健康被害を未然に防ぐために事業者が講ずべき措置の基準を定めている。 ○市街地が連たんしている特別区の区域において、基準が各区まちまちであることは都民にとって分りにくく、食中毒など健康被害発生時の緊急の対応に混乱を生じさせる可能性があり、基準を定める条例については、現行どおり、都が制定するほうが効率的である。  よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務
担当	福祉保健局

< 考え方 >

事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td rowspan="2">食の外部化が進んでいる現在、食品に関する規制が各区まちまちであることは都民にとって分かりにくいことから、基準を定める条例については都が制定するほうが効率的に情報共有が図られ、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	チェック	食の外部化が進んでいる現在、食品に関する規制が各区まちまちであることは都民にとって分かりにくいことから、基準を定める条例については都が制定するほうが効率的に情報共有が図られ、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。	○	
	チェック	食の外部化が進んでいる現在、食品に関する規制が各区まちまちであることは都民にとって分かりにくいことから、基準を定める条例については都が制定するほうが効率的に情報共有が図られ、住民にきめ細かな対応をする各区保健所の連携を促進することにもなる。			
	○				
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td rowspan="2">食中毒事件の健康被害等は一つの区内で完結することはなく、食品に関する規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </table>	チェック	食中毒事件の健康被害等は一つの区内で完結することはなく、食品に関する規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。	○	
	チェック	食中毒事件の健康被害等は一つの区内で完結することはなく、食品に関する規制が各区まちまちとなる場合、各保健所の連携に支障が生じる。			
○					
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○		
チェック					
○					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○		
チェック					
○					
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○	
	チェック				
○					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○		
チェック					
○					
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。				
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○	
チェック					
○					
価					
	<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">チェック</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </table>	チェック		○	
チェック					
○					

○都は食品衛生法50条の2及び51条に基づき「食品衛生法施行条例」を定め、食品による健康被害を未然に防ぐために営業者が講ずべき措置の基準を定めている。

○市街地が連たんしている特別区の区域において、基準が各区まちまちであることは都民にとって分りにくく、食中毒など健康被害発生時の緊急の対応に混乱を生じさせる可能性があり、基準を定める条例については、現行どおり、都が制定するほうが効率的である。

よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務	
担当局	福祉保健局	
事       業       評       価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
	○	特別区が実施するためには、事務移譲の指定を受けるための法改正が必要である。
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

＜ 考え方 ＞	<p>○飲食店等の営業施設等の清潔保持のため、公衆衛生上必要な基準を定める条例制定に関する事務であり、指定都市及び中核市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、都が実施しなければならない特別な事情はなく、区が実施している保健所設置市の事務と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○食品衛生に関する事務は、地域住民の健康や生活と密接に関連し、大部分は区が行っていることから、条例制定に関する事務についても区が行うことで、地域の実情に応じたきめ細かな対応が期待できる。</p> <p>○本事務は条例の制定に関する事務であり、法の趣旨から事務処理特例による移譲には馴染まず、特別区が実施するためには、事務移譲の指定を受けるための法改正が必要である。</p>
総合評価	
都	○ 区
保	

# 検討対象事務の内容



大区分 12 中区分 1 小区分 (1)

事業名	食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>食品衛生法(以下、法という。)に基づき、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定などの事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○食品衛生法による措置基準(食品衛生法第50条第2項、51条) →都は、食品衛生法第50条第2項、51条及び関係政令等に基づき、「食品衛生法施行条例」を制定している。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <p>○営業の施設の清潔保持等の公衆衛生上講ずべき措置に関する基準を条例により定めることができること(法第50条第2項)</p>	<p>○公衆衛生上講ずべき措置の基準(法50条第2項関係) …食品衛生責任者の設置に関する事、食品の取扱い等の衛生管理に関する事、従業員の衛生管理に関する事、各業種の衛生管理に関する事、等</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生事務は、保健所を設置する自治体を中心となって行う。</li> <li>都と特別区は、食品衛生に関して「保健衛生事務事業に係わる都区協定」及び同協定に基づく「食品衛生行政の運営に関する細目協定」を結び、食品衛生行政に関する都区及び区間の業務分担や広域連携、緊急時対応、行政処分等の統一的処理方法を定め、事務の円滑化を図っている。</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法第50条第2項の規定により都道府県が定める基準については、特別区は都条例(「食品衛生法施行条例」)により定められた基準に基づき、事務を行っている。</li> </ul>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
容	<p>(その他)</p>	

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

23 認定製造業者等への立入検査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 認定製造業者等への立入検査などに関する事務											
(1) 認定製造業者等への立入検査などに関する事務	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。	区	△							<p>○製造業者等に対して、品質表示に関する指示や立入検査などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	都・区
		都	○	○			○			<p>○当該事務は、基本的に農林水産大臣の権限で行う事務であり、都道府県圏域内に事業所を有する認定製造業者等への立入検査や、圏域内に主たる事務所を有する製造業者等に対する報告の聴取（国も実施できる）などが都道府県知事の事務とされていることから、それを更に地区で細分化することは効率性の面から問題である。</p> <p>○食品に関する表示は、消費者保護、食品の安全確保、栄養改善、不当競争の防止など様々な法令と関係があり、都では、生活文化局や産業労働局をはじめとした各局の連携により、表示の適正化推進に努めており、当該事務のみを特別区へ移管することは、事業効果や効率性の面で問題がある。</p> <p>○都では、消費生活条例の告示を改正し、JAS法による食品の表示に加え、都独自に調理冷凍食品の原料原産地の表示を義務付けたところであり、JAS法に基づく当該事務と一体的に制度を運用していく必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名		認定製造業者等への立入検査などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当該事務は、基本的に農林水産大臣の権限で行う事務であり、都道府県圏域内に事業所を有する認定製造業者等への立入検査や、圏域内に主たる事務所を有する製造業者等に対する報告の聴取（国も実施できる）などが都道府県知事の事務とされていることから、それを更に地区で細分化することは効率性の面から問題である。</p> <p>○食品に関する表示は、消費者保護、食品の安全確保、栄養改善、不当競争の防止など様々な法令と関係があり、都では、生活文化局や産業労働局をはじめとした各局の連携により、表示の適正化推進に努めており、当該事務のみを特別区へ移管することは、事業効果や効率性の面で問題がある。</p> <p>○都では、消費生活条例の告示を改正し、JAS法による食品の表示に加え、都独自に調理冷凍食品の原料原産地の表示を義務付けたところであり、JAS法に基づく当該事務と一体的に制度を運用していく必要がある。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>					
担当		福祉保健局							
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 都では、食品表示に関する各法令を所管する各局と連携を図ることにより、一元的に表示の適正化推進に努めており、引き続き都が一元的に取り組むことが必要である。							
	○								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 都では、食品表示に関する各法令を所管する各局と連携を図ることにより、一元的に取り組むことで表示の適正化を効率的・効果的に推進しており、標記事務を特別区に移管することにより、効率性や事業効果に支障を生ずるおそれがある。							
○									
業	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 都では、消費生活条例の告示を改正し、JAS法による食品の表示に加え、都独自に調理冷凍食品の原料原産地の表示を義務付けたところであり、JAS法に基づく当該事務と一体的に制度を運用していく必要がある。							
	○								
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
	チェック	理由							
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名		認定製造業者等への立入検査などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○ 飲食料品等の品質表示基準に重大な違反があった場合に、製造業者等に対して品質表示に関する指示や立入検査などを行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。製造業者の事務所や工場、店舗等が複数区に跨る場合など、都が広域的に対応しなければならないものを除き、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○ 事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○ 地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。</p> <p>○ 飲食料品等の品質表示に関する事務の一元化などを目的とした、消費者庁の設置に伴う所掌事務の動向に留意する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	品質表示基準違反に係る不適正表示の改善指示について、製造業者の事務所や工場、店舗などが複数区に跨る場合は、都が広域的に処理することが適当である。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
都		区		
		保		

# 検討対象事務の内容

5

大区分 23 中区分 1 小区分 (1)

事業名	認定製造業者等への立入検査などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>19条の14に基づく指示 19年度 0件（18年度は3件）</li> </ul>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食物品等の品質の表示に関する指示（法第19条の14第1項、第2項）</li> <li>・ 品質の表示等に係る製造業者等への報告の徴収及び立入検査（法第20条第2項）</li> <li>・ 品質の表示等に関する申出に係る調査及び措置（法第21条第2項）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本法令は、農林水産省の所管であるが、食品に関する表示は、消費者保護、食品の安全確保、栄養改善、不当競争の防止など様々な法令と関係がある。都では、JAS法に基づく指導事務を生活文化スポーツ局をはじめとした関係機関との連携のもと、食品衛生所管部署で一体として実施している。</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</li> </ul>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記事務は農林水産大臣の権限に属する事務であるが、主たる事務所等が一の都道府県内のみにある製造業者等に関する事務については、法第23条及び施行令第11条の規定により、都道府県が処理することとされている。</li> <li>・ 宮城県、埼玉県、新潟県及び広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。</li> </ul>	



# 検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 販売事業者に対する立入検査などに関する事務</b>											
(1) 販売事業者に対する立入検査などに関する事務	消費生活用製品安全法に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品（特定製品）の販売事業者に対する立入検査等を行う。	区								<p>○特定製品の販売事業者に対する立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○特定製品の技術上の基準は、経済産業省により「特定製品の技術上の基準等に関する省令」に詳細に規定されており、特別区が担ったとしても、都民の安全を確保するための統一性は確保できる。</p> <p>よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、違反事業者を発見した場合の情報共有の仕組みを構築する必要がある。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 48 中区分 1 小区分 (1)

事業名	販売事業者に対する立入検査などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

< 考え方 >

事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	

○特定製品の技術上の基準は、経済産業省により「特定製品の技術上の基準等に関する省令」に詳細に規定されており、特別区が担ったとしても、都民の安全を確保するための統一性は確保できる。

よって、当該事務は区へ移管する方向で検討する。ただし、違反事業者を発見した場合の情報共有の仕組みを構築する必要がある。

総合評価		
都	⑤ 区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 48 中区分 1 小区分 (1)

事業名		販売事業者に対する立入検査などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○消費者の生命・身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品を販売する事業者に対する立入検査等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。地域の実情に応じて迅速かつ的確に対応できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。</p>
担当局		生活文化スポーツ局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
業	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都		(区)	保	

# 検討対象事務の内容

5

大区分 48 中区分 1 小区分 (1)

事業名	販売事業者に対する立入検査などに関する事務
担当	生活文化スポーツ局

事務の内容	(事務の概要) ・消費生活用製品安全法(以下「法」という。)に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品(特定製品)の販売事業者に対する立入検査等を行う。
	(主な事務内容) ・特定製品の販売の事業を行う者に対する報告の徴収(法第40条第1項) ・特定製品の販売の事業を行う者の事務所等への立入検査(法第41条第1項) ・特定製品の提出命令、損失補償(法第42条第1項、2項) ・上記事務に関する経済産業大臣への報告(政令第13条第2項)  ※都における実績は、下線の項目のみである。
	(特別区における事務処理の状況) 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
容 (その他)	・北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、兵庫県では事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている(事務の一部移管を含む)。

(都における事務処理の状況)

・平成19年度立入検査実績

特定製品名	調査店舗数	違反店舗数
家庭用の圧力なべ及び圧力がま	119	0
乗車用ヘルメット	32	0
登山用ロープ	5	0
乳幼児用ベッド	22	0
携帯用レーザー応用装置	59	0
浴槽用温水循環器	4	0
合 計	241	0

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

59 指定届出機関の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 指定届出機関の指定などに関する事務</b>											
(1) 指定届出機関の指定などに関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の発生の状況及び動向の把握を行うために、感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定等の事務を行う。	区	○							○感染症の発生状況の届出を担当させる病院の指定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮して選定する必要があるため、都が担う方向で検討すべきである。	都
		都	○	○						○法第14条の事務については、人口及び医療機関の分布等を勘案して、同様の単位、条件で収集することが重要であり、都全体の感染症の発生状況を把握することが必要である。 ○法第43条の事務については、入院患者の医療費は区が負担することになっているが（法第37条・第64条）、一方、指定医療機関の指定や指導・監督は都（又は厚生労働大臣）の事務とされており（法第38条）、報告の請求及び検査などの事務は、指導・監督と一体的に都が担う方が効果的である。  よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定届出機関の指定などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○法第14条の事務については、人口及び医療機関の分布等を勘案して、同様の単位、条件で収集することが重要であり、都全体の感染症の発生状況を把握することが必要である。</p> <p>○法第43条の事務については、入院患者の医療費は区が負担することになっているが（法第37条・第64条）、一方、指定医療機関の指定や指導・監督は都（又は厚生労働大臣）の事務とされており（法第38条）、報告の請求及び検査などの事務は、指導・監督と一体的に都が担う方が効果的である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>						
担当	福祉保健局								
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由 感染症の発生の状況及び動向の把握は、都全域において、同様の単位、条件で収集することが重要であり、これにより地域ごとの状況把握も可能となる。このため、広域的に処理する必要がある。							
	○								
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。								
	チェック	理由 感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求等については、指定医療機関の指定や指導・監督は都（又は厚生労働大臣）の事務とされており、報告の請求及び検査などの事務は、指導・監督と一体的に都が担う方が効果的である。							
	○								
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
チェック	理由								
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。								
	チェック	理由							
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。								
	チェック	理由							
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。								
	チェック	理由							
	(7) その他特段の事情があるかどうか。								
チェック	理由								
			<table border="1"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td>都</td> <td>区</td> <td>保</td> </tr> </table>	総合評価			都	区	保
総合評価									
都	区	保							

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

事業名		指定届出機関の指定などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○感染症の発生状況の届出を担当させる病院の指定等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。指定に当たっては、人口や医療機関の分布等を勘案して、都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する必要があるため、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	<input type="radio"/>	指定届出機関の指定に当たっては、人口や医療機関の分布等を勘案して、都道府県全体の感染症の発生状況を把握できるよう考慮する必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
				総合評価
				<input type="radio"/> 都 <input type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 保

# 検討対象事務の内容

5

大区分 59 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	指定届出機関の指定などに関する事務									
<b>担当</b>	福祉保健局									
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、感染症の発生の状況及び動向の把握を行うために、感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定等の事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績（19年度）</li> <li>指定医療機関（定点）数（全都）</li> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>小児科・インフルエンザ定点</td> <td style="text-align: right;">290</td> </tr> <tr> <td>眼科定点</td> <td style="text-align: right;">39</td> </tr> <tr> <td>性感染症定点</td> <td style="text-align: right;">55</td> </tr> <tr> <td>基幹定点</td> <td style="text-align: right;">25</td> </tr> </table> <li>・ 都では、都全域における感染症発生動向の解析、評価を行うため、感染症予防検討委員会を設置しており、同委員会の運営、定点の推薦及び謝金の支払い事務は東京都医師会に委託している。</li> </ul>	小児科・インフルエンザ定点	290	眼科定点	39	性感染症定点	55	基幹定点	25
	小児科・インフルエンザ定点		290							
	眼科定点		39							
	性感染症定点		55							
基幹定点	25									
<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定・取消し（法第14条第1項、第5項）</li> <li>・ 感染症入院患者の医療費用に係る感染症指定医療機関の管理者に対する報告の請求又は検査、虚偽報告等の場合の診療報酬の支払いの一時差し止め指示又は差し止め（法第43条第1項、第2項）</li> </ul>										
<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</li> </ul>										
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況)：無</p>										
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県及び広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。</li> </ul>										



# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

62 広告事項の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 広告事項の許可などに関する事務</b>											
(1) 広告事項の許可などに関する事務	歯科技工士法に基づき、歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。	区								<p>○歯科技工所等が行う広告事項の許可に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	△							<p>○歯科技工士法により都道府県の事務と規定されている事務の大部分は、保健所設置市の事務とされており、既に特別区も実施している一方、今回検討対象となる法第26条第1項第4号の広告事項の許可については、許可権限が都に留保されている。</p> <p>○広告事項の許可についても、他の歯科技工士法における事務を行っている特別区が一体的に行うことが望ましい。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、基準作成にあたっては</p> <p>①国の見解が商業的広告を認めていない</p> <p>②技工所の株式会社運営が増え、支店等設置により広域的になっているため、自治体単独での許可が現実的でなくなっているなどの問題点があり、全国統一的な指針が必要と思われる。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名		広告事項の許可などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○歯科技工士法により都道府県の事務と規定されている事務の大部分は、保健所設置市の事務とされており、既に特別区も実施している一方、今回検討対象となる法第26条第1項第4号の広告事項の許可については、許可権限が都に留保されている。</p> <p>○広告事項の許可についても、他の歯科技工士法における事務を行っている特別区が一体的に行うことが望ましい。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、基準作成にあたっては</p> <p>①国の見解が商業的広告を認めていない</p> <p>②技工所の株式会社運営が増え、支店等設置により広域的になっているため、自治体単独での許可が現実的でなくなっている</p> <p>などの問題点があり、全国統一的な指針が必要と思われる。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	△	許可に関する基準等を都及び特別区で定めておく必要がある。		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
チェック	理由			
総合評価				
		都	⑤区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名		広告事項の許可などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○歯科技工の業又は歯科技工所が法に定める事項以外を広告する場合の許可の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が保健所設置市の事務として実施している歯科技工所開設届出受理及び監督等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		(区)	保	

# 検討対象事務の内容

5

大区分 62 中区分 1 小区分 (1)

事業名	広告事項の許可などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・歯科技工士法(以下「法」という。)に基づき、歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。	(都における事務処理の状況)  ・都内における歯科技工所数(平成19年12月現在) 1,901所(うち区部 1,313所)
	(主な事務内容) ・歯科技工の業又は歯科技工所について法に定める事項以外の事項の広告の許可(法第26条第1項第4号)	都における事務処理件数 なし
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
(その他) ・神奈川県、静岡県及び福岡県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。		

# 検討対象事務評価シート

5

法令に基づく事務

64 病院の開設の許可などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 病院の開設の許可などに関する事務</b>											
(1) 病院の開設の許可などに関する事務	医療法に基づき、病院の開設許可などの事務を行なう。	区	○							<p>○病院の開設許可、医療法人の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
		都	○							<p>○本事務には、大きく分けて地域医療支援病院に関する事務、公的病院を含めた病院の開設及び運営に関する事務、医療法人に関わる事務が含まれている。</p> <p>○このうち医療法人の認可・処分などに関しては、都区で役割分担している病院等に関する許認可・監視指導事務と一体となって行うことが望ましい部分もある。</p> <p>○しかし、事務の移管については、以下の課題が見込まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域医療支援病院については、保健医療計画上、島しょを除くすべての二次保健医療圏において確保することとなっている。</li> <li>・かつ、現行制度では地域医療支援病院が二次医療圏を基本的活動範囲とされていることから、特別区が一定規模以上になったとしても、事務処理に当たって、都による広域的な調整等を行うことが必要となることが考えられる。</li> <li>・また、承認等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要があり、調整が必要である。</li> <li>・病院の開設許可等の病院の開設及び運営については、病院等の病床数に関し、都が保健医療計画上において定める医療圏毎の基準病床に留意する必要があり、特別区が一定規模以上になったとしても、都が広域的な調整を行う必要なことが想定される。</li> <li>・医療法人の許認可等に関する事務については、法人によって設置する医療施設の所在地が区間及び都区間をまたがる場合もあることから、事務の処理に際して都による広域的な調整が必要になる可能性がある。</li> <li>・また、処分等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要があり、調整が必要である。</li> </ul> <p>よって、当該事務は、移管について解決すべき多くの課題が見込まれることから、都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 64 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	病院の開設の許可などに関する事務		<b>&lt; 考え方 &gt;</b>
<b>担当</b>	福祉保健局		
<b>事</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由 病院等の開設許可事務に関しては、都が保健医療計画において定める医療圏毎の基準病床に留意する必要がある、特別区が一定以上の規模になったとしても、都による広域的な調整が必要となる可能性はある。また、医療法人の認可・処分等の事務に関しても、設置する医療施設の所在地が区間及び都区間をまたがる法人もあることから、事務の処理に際して、都による広域的な調整が必要となる可能性がある。	
	○		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
<b>業</b>	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
<b>評</b>	チェック	理由	
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
<b>価</b>	チェック	理由	
	○	理由 事務によっては、事前に都が設置する医療審議会の意見を聞く必要がある、調整が必要である。	

○本事務には、大きく分けて地域医療支援病院に関する事務、公的病院を含めた病院の開設及び運営に関する事務、医療法人に関わる事務が含まれている。

○このうち医療法人の認可・処分などに関しては、都区で役割分担している病院等に関する許認可・監視指導事務と一体となって行うことが望ましい部分もある。

○しかし、事務の移管については、以下の課題が見こまれる。

- ・地域医療支援病院については、保健医療計画上、島しょを除くすべての二次保健医療圏において確保することとなっている。
- ・かつ、現行制度では地域医療支援病院が二次医療圏を基本的活動範囲とされていることから、特別区が一定規模以上になったとしても、事務処理に当たって、都による広域的な調整等を行うことが必要となることが考えられる。
- ・また、承認等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要があり、調整が必要である。

・病院の開設許可等の病院の開設及び運営については、病院等の病床数に関し、都が保健医療計画において定める医療圏毎の基準病床に留意する必要がある、特別区が一定規模以上になったとしても、都が広域的な調整を行う必要なことが想定される。

・医療法人の許認可等に関する事務については、法人によって設置する医療施設の所在地が区間及び都区間をまたがる場合もあることから、事務の処理に際して都による広域的な調整が必要になる可能性がある。

・また、処分等に当たって都が設置する医療審議会の意見を聞く必要があり、調整が必要である。

よって、当該事務は、移管について解決すべき多くの課題が見込まれることから、都に残す方向で検討する。

総合評価		
(都)	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 **64** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

<b>事業名</b>	病院の開設の許可などに関する事務	
<b>担当局</b>	福祉保健局	
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	○	都道府県が策定する医療計画及び都道府県医療審議会に密接に関連することなどから、広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<b>&lt; 考え方 &gt;</b>								
○病院の開設許可、病床数及び病床種別の変更許可、地域医療支援病院の承認、医療法人の設立認可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。								
○特別区は、保健所設置市が行う診療所・助産所の開設届出受理や監督等の事務を行っているが、病院の開設許可や医療法人の設立許可などの事務は、都道府県が策定する医療計画及び都道府県医療審議会に密接に関連することなどから、広域的な対応の必要がある。このため、病院に関する事務については、引き続き都が担う方向で検討すべきである。								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務の内容

5

大区分 64 中区分 1 小区分 (1)

事業名	病院の開設の許可などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要)	(都における事務処理の状況)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療法(以下「法」という。)に基づき、病院の開設許可などの事務を行なう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都内における地域医療支援病院数(平成19年度末現在) 6所(うち区部 2所)</li> <li>都内における病院数(平成18年10月現在) 658所(うち区部 436所)</li> <li>都内における医療法人数(平成19年度末現在) 4, 681法人</li> </ul>
	(主な事務内容)	都における主な事務処理件数(平成19年度)
	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療支援病院と称することの承認等(法第4条、第12条の2)</li> <li>医療を受ける者が、病院等の選択を適切に行なうために必要な情報として厚生労働省令で定める事項の報告の受理等(法第6条)</li> <li>病院の開設許可、病床数及び病床種別の変更許可等(法第7条、第7条の2)</li> <li>病院の管理者及び職員に関する許可(法第12条、第16条、第18条)</li> <li>病院の開設者に対する病院の開設の許可の取消し、閉鎖の命令等(法第23条の2、第24条、第27条～第29条、第30条)</li> <li>医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合の病院の開設の勧告等(法第30条の11)</li> <li>公的医療機関の開設者、管理者に対する病院の運営に係る命令及び指示(法第35条)</li> <li>社会医療法人の認定(法第42条の2)</li> <li>医療法人の設立認可及び取消し、合併及び解散等の認可等(法第44条、第45条、第55条、第57条)</li> <li>医療法人の定款及び寄付行為の変更の認可(第50条、第52条)</li> <li>医療法人の役員等に関する認可(法第46条の2、第46条の3、第46条の4、第47条)</li> <li>医療法人の業務に関する報告の徴収及び立入検査、措置の命令等(法第63条～第66条、第67条、第68条)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域医療支援病院承認: 0件</li> <li>病院開設許可: 19件</li> <li>同一部変更許可: 450件</li> <li>病院使用許可: 25件</li> <li>同一部変更使用許可: 414件</li> <li>医療法人設立認可: 262件</li> <li>同解散認可: 29件</li> <li>同定款等変更: 821件</li> </ul>
(特別区における事務処理の状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>標記の事務に関し、事務処理特例条例第2条の表49の項に基づいて、経由事務の一部については、特別区に移管している。</li> </ul>	
(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無		
(その他)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県では、事務処理特例条例により指定都市などに標記事務が移管されている。</li> </ul>	



# 検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務

65 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務											
(1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。	区								<p>○原子爆弾被爆者等に対する健康診断の実施や必要な指導を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○						<p>○被爆者は、主治医の在籍する医療機関での健診を希望することが多いため、居住区以外の医療機関でも受診できるよう、都内全域の230箇所の医療機関と契約し、体制を整備している。</p> <p>○被爆者の利便性とプライバシーに配慮すると、被爆者援護に係るその他の事務と併せて、都が一元的に処理することが必要である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 65 中区分 1 小区分 (1)

事業名 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務  
 担当 福祉保健局

< 考え方 >  
 ○被爆者は、主治医の在籍する医療機関での健診を希望することが多いため、居住区以外の医療機関でも受診できるよう、都内全域の230箇所の医療機関と契約し、体制を整備している。  
 ○被爆者の利便性とプライバシーに配慮すると、被爆者援護に係るその他の事務と併せて、都が一元的に処理することが必要である。

事業 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由 被爆者は主治医の在籍する医療機関での健診を希望することが多いため、居住区以外の医療機関でも受診できるよう、都内全域の230か所の医療機関と契約し、体制を整備している。被爆者のニーズに応えるためには、各区は区域外を含め、多くの医療機関と契約する必要があり非効率である。
	○	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	
○	区市町村は事務処理特例条例に基づき、居住地変更、手当申請等の受理事務のみを処理しているが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第2条に基づく被爆者健康手帳交付台帳は所有していない。被爆者のプライバシーに配慮すると、台帳を所有する都が引き続き事務を行うことが望ましい。	

よって、当該事務は都に残す方向で検討する。

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 65 中区分 1 小区分 (1)

事業名		原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○原子爆弾被爆者等に対する健康診断の実施や必要な指導を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区は事務処理特例により医療費や手当等支給申請の経由事務を実施しており、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p> <p>○健診項目の上乗せなど、都条例に基づく事業についても、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>
担当局		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
総合評価				
都		区	保	

# 検討対象事務の内容

⑤

大区分 65 中区分 1 小区分 (1)

事業名	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務
担当	福祉保健局

事務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(以下「法」という。)に基づき、被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被爆者に対する健康診断の実施(法第7条)</li> <li>・健康診断に関する記録の作成及び保存(法第8条)</li> <li>・健康診断受診者に対する必要な指導(法第9条)</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・標記の事務に対し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
<p>(その他)</p> <p>千葉県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務を移管している。</p>	

(都における事務処理の状況)			
被爆者健診実績 (19年度: 都全体)			
被爆者数	一般検査	がん検診	精密検査
7,810	2,837	4,920	1,614
被爆者数	区	4,936	
	市町村	2,763	

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

## ⑤

法令に基づく事務

67 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
1 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務											
		区	○							<p>○高度管理医療機器等の販売業許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。広域的対応が必要なことから、都が担う方向で検討すべきである。</p>	都
(1) 高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	薬事法に基づき、高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。	都	△						△	<p>○平成17年4月から改正薬事法が施行されるにあたり、薬事法における都道府県知事権限の許可等のうち、薬局開設の許可などについては、都区の役割分担の協議を経て、事務処理特例条例により、特別区に委譲している。このため、特別区は医薬品販売業の許可事務などにおける一定のノウハウを有している。</p> <p>○17年4月以降、都が実施することとした事務についても、特別区が一定以上の規模になることにより、効率的な事務処理が可能になるものもあると考えられるが、例えば、高度医療機器に分類される機器は、心臓ペースメーカーや人工骨など高度な手術が必要なものからコンタクトレンズなどに至るまで幅が広い。また、21年度には、新たな薬事法改正により、販売業全般についての見直しを実施されることとなっている。(現在は、政省令が固まっていない段階)</p> <p>よって、当該事務の移管については、移譲する事務の範囲や改正薬事法の施行の体制などについて、事前に十分な検討を行うことが必要であり、現時点においては、都と評価する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

事業名	高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由 高度管理医療機器等の販売業許可等については、平成17年4月に届出制から許可制へ移行し、規模や指導等の統一性確保の観点から、都が実施している。
	△	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	△	理由 平成21年度には、新たな薬事法改正により、販売業全般についての見直しを実施されることとなっている（現在は、政省令が固まっていない段階）。

＜ 考え方 ＞								
<p>○平成17年4月から改正薬事法が施行されるにあたり、薬事法における都道府県知事権限の許可等のうち、薬局開設の許可などについては、都区の役割分担の協議を経て、事務処理特例条例により、特別区に委譲している。このため、特別区は医薬品販売業の許可事務などにおける一定のノウハウを有している。</p> <p>○17年4月以降、都が実施することとした事務についても、特別区が一定以上の規模になることにより、効率的な事務処理が可能になるものもあると考えられるが、例えば、高度医療機器に分類される機器は、心臓ペースメーカーや人工骨など高度な手術が必要なものからコンタクトレンズなどに至るまで幅が広い。また、21年度には、新たな薬事法改正により、販売業全般についての見直しが実施されることとなっている。（現在は、政省令が固まっていない段階）</p> <p>よって、当該事務の移管については、移譲する事務の範囲や改正薬事法の施行の体制などについて、事前に十分な検討を行うことが必要であり、現時点においては、都と評価する。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <th colspan="3">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

事業名	高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	<input type="radio"/>	薬事関係の販売業に係る事務のうち地域性の高い業態については、都区の協議の結果、平成17年4月に区へ移譲されており、都に残されているものは広域的な業態に係るものである。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >  
 ○高度管理医療機器等の販売業許可、卸売一般販売業の許可等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。薬事関係の販売業に係る事務のうち地域性の高い業態については、都区の協議の結果、平成17年4月に区へ移譲されており、都に残されているものは広域的な業態に係るものであることから広域的な対応の必要があり、引き続き都が担う方向で検討すべきである。

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務の内容



大区分 67 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務	
<b>担当</b>	福祉保健局	
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>薬事法（以下「法」という。）に基づき、高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p>○区部における許可状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卸売一般販売業の業態数(平成19年度末現在) 1,369件</li> <li>卸売一般販売業の許可・更新件数(平成19年度) 210件</li> <li>卸売一般販売業の販売先等許可件数(平成19年度) 38件</li> </ul>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品等の製造所に係る許可区分の変更・追加の許可(法第13条第6項)</li> <li>・卸売一般販売業の許可(法第26条第1項)</li> <li>・卸売一般販売業者の販売等の相手方の変更の許可(法第26条第3項但書)</li> <li>・高度管理医療機器等の販売業等の許可・更新(法第39条第1項、第4項)</li> <li>・生物由来製品の承認取得者等に対する指導及び助言(法第68条の10)</li> <li>・医薬品等の製造販売の承認の取消し、承認事項の変更命令(法第74条の2第1項～第3項)</li> <li>・特定医療機器の承認取得者等に対する指導及び助言(法77条の6)</li> <li>・上記の許可、認定又は承認に係る条件又は期限の付与及び変更(法79条第1項)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度管理医療機器等の販売業等の業態数(平成19年度末現在) 5,667件</li> <li>高度管理医療機器等の販売業等の許可件数(平成19年度) 644件</li> </ul> <p>(注:高度管理医療機器等販売業等は平成17年4月施行有効期間6年のため、平成19年度更新件数は0件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物由来製品の承認取得者(平成19年度末現在) 1件</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</li> </ul>	
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):無</p>	
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道、埼玉県、神奈川県、新潟県、静岡県及び大阪府では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。</li> </ul>		



# 検討対象事務評価シート

## ⑤

法令に基づく事務

68 特定毒物研究者の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 特定毒物研究者の許可などに関する事務</b>											
(1) 特定毒物研究者の許可などに関する事務	毒物及び劇物取締法に基づき、特定毒物研究者の許可などの事務を行う。	区	△							<p>○特定毒物研究者の許可などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特定毒物研究者の許可等の事務は、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。また、製造業者等に係る廃棄物回収命令等の事務は、広域性の観点から都が担う方向で検討すべきである。</p>	都・区
		都	○	○						<p>○特別区は、毒物又は劇物の販売業者に係る事務を実施しているほか、事務処理特例条例により、都道府県知事の事務のうち、業務上取扱者に対する事務を既に実施しており、毒劇物取締事務について一定のノウハウを有している。</p> <p>○しかし、特定毒物研究者の許可等の事務は、研究者が属する組織の本体と研究を行う場所とが同一でない場合もあり、区域を超えた許可申請、変更申請などの利便性や適切な指導を遺漏無く実施する観点からも、広域的な対応が必要となり、特別区が一定以上の規模になることによっても、効率的な事務処理が可能になるとは考えられない。大学の場合などは、都城を超えてキャンパスや実習場を有することもあり、統一的な指導や国、他府県等との連携を効率的に行うためには、都が実施することが必要である。</p> <p>○また、特定毒物研究者等に関する事務の事務処理件数は少ないことから都が実施するほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 68 中区分 1 小区分 (1)

事業名		特定毒物研究者の許可などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○特別区は、毒物又は劇物の販売業者に係る事務を実施しているほか、事務処理特例条例により、都道府県知事の事務のうち、業務上取扱者に対する事務を既に実施しており、毒劇物取締事務について一定のノウハウを有している。 ○しかし、特定毒物研究者の許可等の事務は、研究者が属する組織の本体と研究を行う場所とが同一でない場合もあり、区域を超えた許可申請、変更申請などの利便性や適切な指導を遺漏無く実施する観点からも、広域的な対応が必要となり、特別区が一定以上の規模になることによっても、効率的な事務処理が可能になるとは考えられない。大学の場合などは、都域を超えてキャンパスや実習場を有することもあり、統一的な指導や国、他府県等との連携を効率的に行うためには、都が実施することが必要である。 ○また、特定毒物研究者等に関する事務の事務処理件数は少ないことから都が実施するほうが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は、都に残す方向で検討する。</p>
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		<p>○</p> <p>理由 都内には、試験研究機関、大学など、特定毒物研究者が許可を受けて従事すべき施設が偏在していること、区域を越えた広域的な対応が必要であること、当該許可事務は一定程度特殊な事務であることなどから、都が当該事務を統一的に実施することが必要である。</p>	
	チェック			
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック			
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック			
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック				
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック			
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック				
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック			
価	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック			
		理由 当該事務を移管したとしても、国や他府県との情報交換など、ほとんどが都を介した事務になることが想定される。		

総合評価		
都	区	保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 68 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	特定毒物研究者の許可などに関する事務	
<b>担当局</b>	福祉保健局	
<b>事 業 評 価</b>	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	△	製造業者及び輸入業者の規制は国の事務であり、都も受託事務のみを行っていることから、廃棄物回収命令等についても広域的な対応が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

<b>&lt; 考え方 &gt;</b>								
<p>○特定毒物研究者の許可などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。特定毒物研究者の許可等の事務は、当該研究者が区が事務処理特例により監視指導を行っている業務上取扱者を兼ねていることが多いため、効率性の観点から、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。また、製造業者及び輸入業者に係る廃棄物回収命令等の事務は、製造業者等の規制が国の事務であり、都も受託事務のみを行っている広域事務であることから、引き続き都が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>								
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center; width: 30px;">都</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">区</td> <td style="text-align: center; width: 30px;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	区	保
総合評価								
都	区	保						

# 検討対象事務の内容

5

大区分 **68** 中区分 **1** 小区分 **(1)**

<b>事業名</b>	特定毒物研究者の許可などに関する事務	
<b>担当</b>	福祉保健局	
事 務 の 内 容	(事務の概要) ・毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に基づき、特定毒物研究者の許可などの事務を行う。	(都における事務処理の状況) ○特定毒物研究者関係 ・19年度特定毒物研究者・使用者数 1 3 9 （19年度新規許可数 1 9）
	(主な事務内容) ・特定毒物研究者の許可（法第3条の2第1項） ・特定毒物研究者等に対する廃棄物の回収等の命令（法第15条の3）  ・特定毒物研究者等からの報告の徴収、立入検査、質問又は収去（法第17条第2項） ・特定毒物研究者の許可の取消し又は業務の停止命令（法第19条第4項）	
	(特別区における事務処理の状況) ○標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。	
	(標記事務の移管・委託等に関する状況):無	
	(その他) ・北海道、埼玉県、神奈川県、静岡県及び兵庫県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務が移管されている。	

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

## ⑤

法令に基づく事務

69 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務</b>											
(1) 受胎調節実地指導員の指定などに関する事務	母体保護法に基づき、受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。	区								<p>○受胎調整の実地指導員の指定に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が実施している関連事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	○	○						<p>○受胎調節実地指導員の指定申請にあたっては、都道府県知事の認定する受胎調節実地指導員認定講習を修了する必要がある、都においては当該講習の認定権限を通じて指導員の水準を確保している。</p> <p>○特別区は現在、申請書の受理や指定証の交付事務を行っているが申請件数は少なく、実地指導員の指定やその取消しについては、講習の認定と併せて都が行う方が効率的である。</p> <p>○加えて、他道府県が認定した受胎調節実地指導員認定講習の修了者が都に指定申請する場合には、関係機関との連絡調整が発生する。都においては、これらの連絡調整を迅速かつ的確に行うための制度構築を図っており、引き続き都が広域を対象として一元的に管理することが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>	都

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 69 中区分 1 小区分 (1)

事業名		受胎調節実地指導員の指定などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○受胎調節実地指導員の指定申請にあたっては、都道府県知事の認定する受胎調節実地指導員認定講習を修了する必要がある、都においては当該講習の認定権限を通じて指導員の水準を確保している。</p> <p>○特別区は現在、申請書の受理や指定証の交付事務を行っているが申請件数は少なく、実地指導員の指定やその取消しについては、講習の認定と併せて都が行う方が効率的である。</p> <p>○加えて、他道府県が認定した受胎調節実地指導員認定講習の修了者が都に指定申請する場合には、関係機関との連絡調整が発生する。都においては、これらの連絡調整を迅速かつ的確に行うための制度構築を図っており、引き続き都が広域を対象として一元的に管理することが効率的である。</p> <p>よって、当該事務は都に残す方向で検討する。</p>		
担当		福祉保健局				
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由 受胎調節という母体の健康に深く関わる事務であるため、都全体の実地指導員の水準を確保する必要がある。				
	<input type="radio"/>					
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。					
	チェック	理由 申請件数が少ないため、各区で処理することは非効率である。				
	<input type="radio"/>					
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>						
業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	<input type="checkbox"/>					
評	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。					
	チェック	理由				
	<input type="checkbox"/>					
価	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。					
	チェック	理由				
	<input type="checkbox"/>					
	(7) その他特段の事情があるかどうか。					
チェック	理由					
<input type="checkbox"/>						
総合評価						
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">都</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">区</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">保</td> </tr> </table>				都	区	保
都	区	保				

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 69 中区分 1 小区分 (1)

事業名		受胎調節実地指導員の指定などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○認定講習を終了した助産師等に対する受胎調整の実地指導員の指定及び取消し等に関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。現在、区が保健所設置市の事務として実施している申請に関する経由事務及び事務処理特例により区に移譲されている指定証の交付等の事務と合わせて、一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		(区)	保	

# 検討対象事務の内容

5

大区分 69 中区分 1 小区分 (1)

事業名	受胎調節実地指導員の指定などに関する事務
担当	福祉保健局

事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>母体保護法(以下「法」という)に基づき、受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師以外であって受胎調節の実地指導を行う者の指定(法第15条第1条)</li> <li>・受胎調節の実地指導員の指定の取消し(法第39条第2項)</li> <li>・実地指導員への指定証の交付(令第1条)</li> <li>・指定証の訂正交付(令第3条)</li> <li>・指定証等を亡失・損傷した者に対する指定証等の再交付(令第5条)</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条第36項」により、申請書・手数料の受理及び知事が発行した指定証の交付等は特別区が行う。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
<p>(その他)</p> <p>静岡県及び広島県では、標記事務を指定都市などに移管している。</p>	

(都における事務処理の状況)

○事務の流れ

```

    graph LR
      A[受胎調節実地指導員認定講習修了者] -- "申請書・手数料受理" --> B[特別区保健所]
      B -- "申請書送付 手数料歳入" --> C[東京都]
      B -- "指定証交付" --> A
      C -- "指定証交付" --> A
    
```

○平成19年度における区部の届出実績

届出内容	件数
指定証交付	27
標識交付	6
指定証訂正交付	2
指定証再交付	1
標識再交付	1



# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務</b>											
(1) 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務	老人福祉法に基づき、有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務を行う。	区								<p>○有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都		○						<p>○有料老人ホームは届出事項が満たされていれば受理するものであり、特別区はすでに介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、人材や専門性の観点から支障は生じない。 ○加えて、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理等については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。 ただし、都においては、国発出の設置運営指針を基に、都が独自に作成した東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に定める各種要件に合致するよう指導を行うことで、入居者に対する一定の水準を維持していることから、移管後における同指針の取扱いに留意する必要がある。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名	有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○有料老人ホームは届出事項が満たされていれば受理するものであり、特別区はすでに介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、人材や専門性の観点から支障は生じない。</p> <p>○加えて、老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理等については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p> <p>ただし、都においては、国発出の設置運営指針を基に、都が独自に作成した東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に定める各種要件に合致するよう指導を行うことで、入居者に対する一定の水準を維持していることから、移管後にける同指針の取扱いに留意する必要がある。</p>
担当	福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		
	チェック	理由 都においては、国発出の設置運営指針を基に、都が独自に作成した東京都有料老人ホーム設置運営指導指針に定める各種要件に合致するよう指導を行うことで、入居者に対する一定の水準を維持していることから、移管後にける同指針の取扱いに留意する必要がある。	
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
業	チェック	理由	
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
	チェック	理由	
評	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
	チェック	理由	
	(7) その他特段の事情があるかどうか。		
価	チェック	理由	
			総合評価
			都 区 保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

事業名	有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	
	チェック	理由

< 考え方 >		
○有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。有料老人ホームの大半が介護保険の事業者指定を受けているため、関連する「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○事務処理特例により移譲している事務であるので、法令上の制約は受けないものと考えられる。		
○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から市への権限移譲を行うべき事務として整理されている。		
総合評価		
都	⑤	保

# 検討対象事務の内容

5

大区分 72 中区分 1 小区分 (1)

<b>事業名</b>	有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務			
<b>担当</b>	福祉保健局			
事 務 の 内 容	<p>(事務の概要)</p> <p>老人福祉法(以下「法」という)に基づき、有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務を行う。</p>	<p>(都における事務処理の状況)</p> <p style="text-align: right;">(平成20年9月1日現在)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 2px;">有料老人ホーム数(区部)</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">253</td> </tr> </table> <p>※うち、237のホームが、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の事業指定を受けている。</p>	有料老人ホーム数(区部)	253
	有料老人ホーム数(区部)	253		
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収、質問、立入検査(法第29条第6項)</li> <li>・法に違反した有料老人ホームの設置者に対する改善命令(法第29条第8項)</li> </ul>	<p>○老人福祉法による有料老人ホームの大半は、介護保険法上の特定施設入居者生活介護の事業指定を受けている。</p> <p>立入検査等は、指導監査部が所管し、介護保険法の規定による検査を主体に、老人福祉法による検査も同時に行っている。</p> <p>介護等受託者のみを対象とした検査事例はない。</p>		
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行なっていない。</li> </ul>			
<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>				
<p>(その他)</p> <p>静岡県、大阪府及び兵庫県では、事務処理特例条例により、標記事務を指定都市などへ移管している。</p>				

# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

⑤

法令に基づく事務

73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務</b>											
(1) 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務	介護保険法に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行なう。	区								<p>○介護保険サービス事業者や施設の指定・許可、監督等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都								<p>○特別区はすでに、地域密着型サービス事業者の指定など、介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、居宅サービス事業者や介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可などの事務を実施するにあたり、人材や専門性の観点から支障は生じない。</p> <p>○加えて、介護保険法に密接に関連する老人福祉法に基づく各種事務（老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理、有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査など）については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」及び⑤-72「有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理している。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 73 中区分 1 小区分 (1)

事業名		介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務		＜ 考え方 ＞
担当		福祉保健局		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			<p>○特別区はすでに、地域密着型サービス事業者の指定など、介護保険法に基づく老人福祉を広範に担っていることから、居宅サービス事業者や介護老人福祉施設の指定、介護老人保健施設の開設許可などの事務を実施するにあたり、人材や専門性の観点から支障は生じない。</p> <p>○加えて、介護保険法に密接に関連する老人福祉法に基づく各種事務（老人居宅生活支援事業の開始届や老人福祉施設の設置届の受理、有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査など）については、④-9「居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」及び⑤-72「有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」において、区へ移管する方向で検討すべきと整理している。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック		理由		
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
評	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
価	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
				総合評価
				都 ⑤ 区 保

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 73 中区分 1 小区分 (1)

事業名	介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務	
担当局	福祉保健局	
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
チェック	理由	
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		
チェック	理由	
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
チェック	理由	
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		
チェック	理由	
(7) その他特段の事情があるかどうか。		
チェック	理由	

< 考え方 >		
○介護保険サービス事業者や施設の指定・許可、監督等を行う事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。介護サービスの中には、同時に老人福祉法上の事業開始届等の提出が必要な事業もあり、関連する「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」と合わせて、地域の実情に応じて一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。		
○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。		
○地方分権改革推進委員会第1次勧告では、都道府県から市に権限移譲すべき事務であると整理されている。		
総合評価		
都	(区)	保

# 検討対象事務の内容

5

大区分 73 中区分 1 小区分 (1)

事業名	介護老人保健施設等の開設の許可などに関する事務
担当	福祉保健局

事 務 の 内 容	(事務の概要) 介護保険法(以下「法」という。)に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行なう。
	(主な事務内容) ・居宅サービス等を行った者に対する帳簿書類等の提示の命令、質問、報告の命令(法第24条第1項) ・介護給付等を受けた者等に対する報告の命令、質問(法第24条第2項) ・居宅サービス事業等を行う者の指定(法第41条第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号及び第3号、第53条第1項) ・指定居宅サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令、指定の取消等(法第76条の2第1項から第3項、第77条第1項) ・指定居宅介護支援事業者に対する勧告、公表、措置命令、指定の取消等(法第83条の2第1項から第3項、第84条第1項) ・指定介護老人福祉施設の指定の更新(法第86条の2第1項) ・指定介護老人福祉施設等に対する帳簿書類の提出命令、質問、立入検査等(法第90条第1項) ・指定介護老人福祉施設に対する勧告、公表、措置命令、指定の取消等(法第91条の2第1項から第3項、第92条第1項) ・介護老人保健施設の開設許可、許可の更新、入所定員等の変更の許可、関係市町村長に対する通知、意見の聴取(法第94条第1項、第2項及び第6項、第94条の2第1項) ・介護老人保健施設を管理する医師の承認、医師以外の者に管理させることの承認(法第95条第1項及び第2項) ・介護老人保健施設に関し広告する事項の許可(法第98条第1項第4号) ・設備基準に適合しない介護老人保健施設に対する使用制限等の命令(法第101条) ・介護老人保健施設の管理者の変更命令(法第102条第1項) ・介護老人保健施設に対する勧告、公表、措置命令、許可の取消等(法第103条第1項から第3項、第104条第1項) ・指定介護療養型医療施設に対する勧告、公表、措置命令、指定の取消等(法第113条の2第1項から第3項、第114条第1項) ・指定介護予防サービス事業者に対する勧告、公表、措置命令、指定の取消等(法第115条の7第1項から第3項、第115条の8第1項) ・介護サービス事業者が介護サービス情報を報告しなかった場合等における指定の取消等(法第115条の29第6項)
	(特別区における事務処理の状況) ・標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。
	(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無
(その他) 宮城県、埼玉県、千葉県、静岡県及び大阪府では、事務処理特例条例により、指定都市等に標記事務が移管されている(事務の一部移管含む)。	

(都における事務処理の状況)

区部の事業者・指定数(平成20年9月1日現在)

指定居宅サービス事業者	4,792
指定居宅介護支援事業所	2,134
指定介護老人福祉施設	388
指定介護老人保健施設	89
指定介護療養型医療施設	50
指定介護予防サービス事業者	4,528

19年度実績(区部)

法第24条第1項に基づく質問、命令等	910	※
法第76条の2第1項から第3項に基づく勧告、公表、措置命令	81	※
法第77条第1項に基づく指定の取消等	13	
法第83条の2第1項から第3項に基づく勧告、公表、措置命令	1	※
法第84条第1項に基づく指定の取消等	0	
法第86条の2第1項に基づく指定の更新	118	
法第94条第1項に基づく開設許可	5	
法第94条第2項に基づく許可の更新	4	
法第103条第1項から第3項に基づく勧告、公表、措置命令	0	
法第104条第1項に基づく許可の取消等	0	
法第113条の2第1項から第3項に基づく勧告、命令等	0	
法第114条第1項に基づく指定の取消し等	0	
法第115条の7第1項から第3項に基づく勧告、命令等	8	※
法第115条の8第1項に基づく指定の取消し等	3	
法第115条の29第6項に基づく指定の取消し等	0	

※は多摩地区も含む。(区部のみの数値は出していない)



# 検 討 対 象 事 務 評 価 シ ー ト

5

法令に基づく事務

74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務											
事 務 名	概要及び備考	評 価	広 域	効 率	専 門	規 模	一 体	法 令	特 段	考 え 方	総 合 評 価
<b>1 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務</b>											
(1) 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務	障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。	区								<p>○指定障害福祉サービス事業者等の指定、勧告、立入検査などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する④-11「自立支援医療費の支給など障害者の自立支援に関する事務」と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。障害福祉サービス事業者等に対する迅速な対応や窓口の一本化に伴う利便性の向上が期待できる。</p>	区
		都								<p>○障害者自立支援法においては、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、サービスの提供主体を市町村に一元化している。                      ○特別区は、同法に基づき、障害区分の認定や給付の決定、障害福祉サービスを利用した場合の費用の支給など、障害福祉に関する広範な事務を担っており、人材や専門性の観点から支障は生じない。                      ○当該事務に関連する自立支援医療機関の指定等の事務については、④-11「自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務」において、指定基準の平準化、指定情報の周知方法等を検討した上で、区へ移管することは可能と整理した。</p> <p>よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

⑤

大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務	
担当	福祉保健局	
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。	
	チェック	理由
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。	
	チェック	理由
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。	
	チェック	理由
	業	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
チェック		理由
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		
評	チェック	理由
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。	
価	チェック	理由
	(7) その他特段の事情があるかどうか。	

＜ 考え方 ＞								
<p>○障害者自立支援法においては、市町村が地域の実情に応じて障害者福祉に取り組み、障害者が身近なところでサービスが利用できるよう、サービスの提供主体を市町村に一元化している。</p> <p>○特別区は、同法に基づき、障害区分の認定や給付の決定、障害福祉サービスを利用した場合の費用の支給など、障害福祉に関する広範な事務を担っており、人材や専門性の観点から支障は生じない。</p> <p>○当該事務に関連する自立支援医療機関の指定等の事務については、④-1-1 「自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務」において、指定基準の平準化、指定情報の周知方法等を検討した上で、区へ移管することは可能と整理した。</p>								
よって、当該事務は、区へ移管する方向で検討する。								
<table border="1" style="margin-left: auto;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">総合評価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>			総合評価			都	⑤	保
総合評価								
都	⑤	保						

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名		指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○指定障害福祉サービス事業者等の指定、勧告、立入検査などに関する事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。関連する④-11「自立支援医療費の支給など障害者の自立支援に関する事務」と合わせて、特別区が地域の実情に応じて一連の事務を担う方向で検討すべきである。障害福祉サービス事業者等に対する迅速な対応や窓口の一本化に伴う利便性の向上が期待できる。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けられないものと考えられる。</p> <p>○地方分権改革推進委員会第1次勧告において、都道府県から中核市への権限移譲を行うべき事務として整理されているものがある。</p>
担当局		福祉保健局		
事 業 評 価	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。				
チェック	理由			
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。				
チェック	理由			
(7) その他特段の事情があるかどうか。				
チェック	理由			
総合評価				
都		(区)	保	

# 検討対象事務の内容

5

大区分 74 中区分 1 小区分 (1)

事業名	指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務
担当	福祉保健局
事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者自立支援法(以下「法」という。)に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。</li> </ul>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定障害福祉サービス事業者の指定、指定の変更(法第29条第1項、第37条第1項)</li> <li>・指定障害者支援施設の指定、指定の変更(法第29条第1項、第39条第1項)</li> <li>・指定相談支援事業者の指定(法第32条第1項)</li> <li>・指定事業者等の指定の更新(法第41条第1項)</li> <li>・指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定相談支援事業者等に対する報告の命令、質問、立入検査等(法第48条第1項、第3項及び第4項)</li> <li>・指定事業者等に対する勧告、公表、措置の命令、公示(法第49条第1項から第6項)</li> <li>・指定事業者等の指定の取消し、効力の停止(法第50条第1項、第3項及び第4項)</li> <li>・指定障害福祉サービス等を指定したとき等における公示(法第51条)</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標記の事務に対し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。</li> </ul>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
内容	<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県、千葉県及び広島県では、事務処理特例条例により、指定都市などに標記事務を移管している(事務の一部移管を含む)。</li> </ul>

(都における事務処理の状況)

平成20年4月1日現在 指定数

サービス種別	事業所数
居宅介護	1,787
重度訪問介護	1,630
行動援護	128
療養介護	1
生活介護	112
児童デイサービス	46
短期入所	148
重度障害者等包括支援	21
共同生活援助	361
共同生活介護	265
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	35
就労移行支援	74
就労継続支援(A型・B型)	163
施設入所支援	9
相談支援	168
合計	4,948

平成19年度実績

法第48条第1項に基づく報告の命令等	0
法第49条第1項から第6項に基づく勧告等	0
法第50条第1項、第3項から第4項に基づく指定の取消し等	2

# 検討対象事務評価シート

⑤

法令に基づく事務



77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務											
事務名	概要及び備考	評価	広域	効率	専門	規模	一体	法令	特段	考 え 方	総合評価
<b>1 発掘に関する指示及び命令などに関する事務</b>											
(1) 発掘に関する指示及び命令などに関する事務	文化財保護法により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合の届出の受理などの事務を行う。	区								<p>○埋蔵文化財調査の土地の掘削に対する指示等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。「④-41重要文化財の現状変更許可などに関する事務」の見直しと合わせて、文化財保護に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p>	区
		都	△		○					<p>○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、当該事務を区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、土地の発掘が各特別区の区域を超える場合には、都に残す必要がある。</p>	区

# 検討対象事務評価個票

〔都〕

5

大区分 77 中区分 1 小区分 (1)

事業名		発掘に関する指示及び命令などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○当該事務は、本来、都道府県の教育委員会の事務であるが、特別区が一定以上の規模になることにより、専門知識を有する人材を確保して地域の文化財の保存に努めていくことが可能と考えられることから、当該事務を区へ移管する方向で検討する。</p> <p>○ただし、土地の発掘が各特別区の区域を超える場合には、都に残す必要がある。</p>	
担当		教育庁			
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		チェック 		理由 埋蔵文化財は、各区域を越え広域に分布しているものがあり、開発事業等により破壊されることからその取扱いについては埋蔵文化財保護の立場から都全体での統一的な保護が必要である。
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。				
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		チェック 		理由 現状では人材や体制が十分に整っていないので、専門的事項である埋蔵文化財の取扱いについて特別区が処理する場合は、人材を確保し体制を整える必要がある。
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。				
	業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			理由
		(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			理由
		(7) その他特段の事情があるかどうか。			理由
価	総合評価		都		区

# 検討対象事務評価個票

〔区〕

5

大区分 77 中区分 1 小区分 (1)

事業名		発掘に関する指示及び命令などに関する事務		<p>&lt; 考え方 &gt;</p> <p>○埋蔵文化財の調査のために行う土地の掘削等に対する指示、命令等の事務であり、事務処理特例により移譲している例がある事務である。「④-41重要文化財の現状変更許可などに関する事務」の見直しと合わせて、文化財保護に係る一連の事務を処理できるよう、特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>○事務処理特例により移譲している事務であり、法令上の制約は受けないものと考えられる。</p>
担当局		教育庁		
事	(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
チェック	理由			
業	(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック	理由		
	(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
チェック	理由			
評	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック	理由		
	(7) その他特段の事情があるかどうか。			
価	チェック	理由		
				総合評価
				都 区 保

# 検討対象事務の内容

5

大区分 77 中区分 1 小区分 (1)

事業名	発掘に関する指示及び命令などに関する事務
担当	教育庁

事務の内容	<p>(事務の概要)</p> <p>文化財保護法(以下、「法」という。)により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合の届出の受理などの事務を行う。</p>
	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査のための発掘に関する届出の受理、指示及び命令(法第92条)</li> <li>・国の機関等が行う土木工事等のための発掘に関する通知の受理、協議を求めべき旨の通知など(法第94条)</li> <li>・国の機関等が行う遺跡の発見に関する通知の受理、協議を求めべき旨の通知など(法第97条)</li> </ul>
	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <p>・東京都文化財保護条例第57条に基づき、文化財保護法及び都文化財保護条例の規定により文化財に関し都教育委員会に提出すべき届書その他の書類及び物件の受理は、区教育委員会が処理している。</p>
	<p>(標記事務の移管・委託等に関する状況): 無</p>
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島県は、標記事務を事務処理特例条例により、指定都市等に移管している。</li> </ul>	

(都における事務処理の状況)

区教委から進達された届出に対し、発掘調査、試掘、工事中の立会い等の指示文を事業者に通知し、通知文の写しを区教委にも通知している。

処理状況(法第92条)

年 度	15	16	17	18
件数(92)	43	52	69	78